

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和元年度）

住 所 吹田市千里万博公園1番8号

事業者名 大阪モノレール株式会社
代表者名 代表取締役社長 井出 仁雄

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道 停留場	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
	全ての駅で公共交通移動等円滑化基準に適合している。	

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、
旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
全駅に係員を配置	全ての駅に対応できるよう駅係員を配置し、高齢者、障害者等の支援ができる体制を整備している。	毎年度継続

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
・駅および車両のモニターによる情報提供 ・駅構内放送および車内放送による情報提供	・モニターによる声掛けサポートの実施についての案内等を掲出。 ・放送による声掛けサポートの実施についての案内等を実施。	毎年度継続

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
駅係員による対応訓練を実施	バリアフリー研修（乗降補助訓練等）を都度実施。	毎年度継続

（2）移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

特になし

（3）その他

特になし

(令和2年3月31日現在)

鉄道事業者名	共用駅	軌道停留場の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人停留場、無人停留場の別	公共交通等移動の利便性	乗降場の対応	乗降場の数	段差が解消されている乗降場の数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その降置の機	傾斜路の設置数	視覚誘導施設の設置の有無	案内設備の有無	障害者に対する配慮の有無	障害者の利用に支障をきたすものがあるものの有無	車いす利用者のための設備の有無	転落防止のための設備の有無		
																					都道府県	区・市・町・村
大阪モノレール		大阪空港 駅	大阪モノレール 線	大阪府 豊中市	17,133 人			○	1	1	2 (2) 基	4 (1) 基	基		箇所	○	○	○ ○	○ ○	○	○	
大阪モノレール		蛍池 駅	大阪モノレール 線	大阪府 豊中市	29,219 人			○	1	1	2 (2) 基	4 基	基		箇所	○	○	○ ○	○ ○	○	○	
大阪モノレール		柴原阪大前 駅	大阪モノレール 線	大阪府 豊中市	10,087 人			○	1	1	2 (2) 基	4 基	基		箇所	○	○	○ ○	○ ○	○	○	
大阪モノレール		少路 駅	大阪モノレール 線	大阪府 豊中市	13,106 人			○	1	1	2 (2) 基	3 基	基		箇所	○	○	○ ○	○ ○	○	○	
大阪モノレール		千里中央 駅	大阪モノレール 線	大阪府 豊中市	41,962 人			○	1	1	2 (2) 基	2 基	基		箇所	○	○	○ ○	○ ○	○	○	
大阪モノレール		山田 駅	大阪モノレール 線	大阪府 吹田市	18,985 人			○	1	1	2 (2) 基	3 基	基		箇所	○	○	○ ○	○ ○	○	○	
大阪モノレール		万博記念公園 駅	大阪モノレール・国際文化公園都市モノレール 線	大阪府 吹田市	20,936 人			○	2	2	3 (3) 基	4 基	基	1	箇所	○	○	○ ○	○ ○	○	○	
大阪モノレール		宇野辺 駅	大阪モノレール 線	大阪府 茨木市	7,488 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	1	箇所	○	○	○ ○	○ ○	○	○	
大阪モノレール		南茨木 駅	大阪モノレール 線	大阪府 茨木市	30,589 人			○	1	1	1 (1) 基	2 基	基	基	1	箇所	○	○	○ ○	○ ○	○	○
大阪モノレール		沢良宜 駅	大阪モノレール 線	大阪府 茨木市	3,679 人			○	1	1	2 (2) 基	2 基	基	基	1 (1) 箇所	○	○	○ ○	○ ○	○	○	
大阪モノレール		摂津 駅	大阪モノレール 線	大阪府 摂津市	5,374 人			○	1	1	2 (2) 基	2 基	基	基	1 (1) 箇所	○	○	○ ○	○ ○	○	○	
大阪モノレール		南摂津 駅	大阪モノレール 線	大阪府 摂津市	9,921 人			○	1	1	2 (2) 基	2 基	基	基	箇所	○	○	○ ○	○ ○	○	○	
大阪モノレール		太田 駅	大阪モノレール 線	大阪府 守口市	14,946 人			○	1	1	1 (1) 基	2 基	基	基	箇所	○	○	○ ○	○ ○	○	○	
大阪モノレール		門真市 駅	大阪モノレール 線	大阪府 門真市	22,615 人			○	1	1	2 (2) 基	2 基	基	基	箇所	○	○	○ ○	○ ○	○	○	
大阪モノレール		公園東口 駅	国際文化公園都市モノレール 線	大阪府 吹田市	1,495 人			○	1	1	2 (2) 基	2 基	基	基	1 (1) 箇所	○	○	○ ○	○ ○	○	○	
大阪モノレール		阪大病院前 駅	国際文化公園都市モノレール 線	大阪府 茨木市	8,226 人			○	1	1	2 (2) 基	2 基	基	基	箇所	○	○	○ ○	○ ○	○	○	
大阪モノレール		豊川 駅	国際文化公園都市モノレール 線	大阪府 茨木市	2,965 人			○	1	1	2 (2) 基	2 基	基	基	箇所	○	○	○ ○	○ ○	○	○	
大阪モノレール		彩都西 駅	国際文化公園都市モノレール 線	大阪府 茨木市	10,848 人			○	1	1	1 (1) 基	2 基	基	基	箇所	○	○	○ ○	○ ○	○	○	
		(合計) 18 停留場				0 停留場	0 停留場	18 停留場	19	19	18 停留場 34 (34) 基	18 停留場 45 (1) 基	0 停留場	6 停留場 6 (3) 箇所	18 停留場	18 停留場	18 停留場	18 停留場	18 停留場	18 停留場	18 停留場	

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和元年度）

住 所 吹田市千里万博公園 1 番 8 号

事業者名 大阪モノレール株式会社
代表者名 代表取締役社長 井出 仁雄

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（１）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	○
（２）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3000 人以上 3 万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を 50％以上所有しているか、又は自社に対し 50％以上出資している中小企業者である。	－

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和元年度）

住 所 吹田市千里万博公園1番8号

事業者名 大阪モノレール株式会社
代表者名 代表取締役社長 井出 仁雄

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道 車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
3000系	2020年度～2022年度で計8編成導入予定 2020年度：1本（51編成） 2021年度：3本（52～54編成） 2022年度：4本（55～58編成）	

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、
旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅係員による対応を実施	介助が必要なお客さまへの声掛けを実施。	毎年度継続

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・駅および車両のモニターによる情報提供 ・駅構内放送および車内放送による情報提供	・モニターによる声掛けサポートの実施についての案内等を掲出。 ・放送による声掛けサポートの実施についての案内等を実施。	毎年度継続

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅係員による対応訓練を実施	バリアフリー研修（乗降補助訓練等）を都度実施。	毎年度継続

（2）移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

特になし

（3）その他

特になし

Ⅱ. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和2年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
跨座式鉄道	22 編成 88 (両)	22 編成 88 (両)	22 編成	0 編成	0 編成	22 編成	22 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	22 編成 88 (両)	22 編成 88 (両)	22 編成	0 編成	0 編成	22 編成	22 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	－